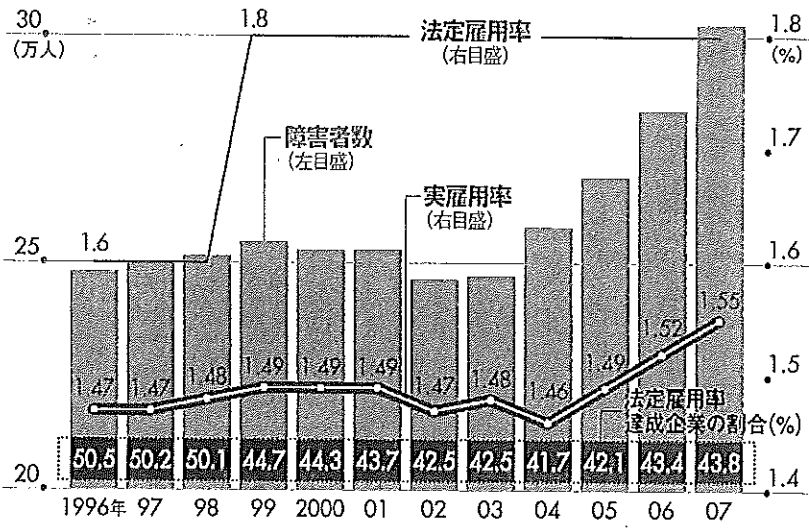


雇用実績は上がっているが……

民間企業における障害者の雇用状況



出所:厚生労働省「障害者の雇用状況」

法定雇用率に六割弱の企業が未達
授産施設では著しい低賃金も

国は障害者の自立を促し、企業や公的機関に障害者の雇用を義務づけている。だが、その恩恵に浴する障害者はごく一部。「働く障害者」が地域の中に自然に存在する社会の実現にはほど遠い。

現在、民間企業や公的機関は、「障害者雇用促進法」に基づき、一定の割合以上の障害者を雇用することを義務づけられている。その

法定雇用率は、民間企業の場合、五六人以上の規模で一・八%だ。現在、法定雇用率を満たしている企業は全体の四三・八%にとどまる。ただし未達成であっても、本来雇用すべき障害者の人数に対し、一人当たり月額五万円を納付すれば罰則はない。

とはいえ、大企業はCSR（企業の社会的責任）の観点から障害者雇用に積極的だ。「車椅子で英語ができるなど、障害者手持つ障害者は引く手あまた」（関係者）という。しかし、こうした障害者は一二一

万人に及ぶ就労年齢の障害者のうちの三〇万人あまりにすぎない。そのほかの「働く障害者」は、労働基準法の適用外の福祉作業所や授産施設で月給一万〜数万円と著しく低賃金の仕事に就いている。

「これで自立せよ」というのは無理」と福祉ベンチャーパートナーズの大家由紀子社長は言う。

小倉昌男・元ヤマト運輸会長（故人）は晩年、パンの製造販売業を立ち上げ、障害者が月一〇万円を稼げる場所づくりを訴えた。大家社長は経営コンサルタントとして、ヤマト福祉財団で障害者施設向けセミナーの講師を三年間務めた。現在は小倉氏の遺志を継ぎ、障害者雇用を前提にした起業の支援、障害者施設や作業所の経営支援などを手がける。また同社自身も事務職に障害者を雇用しているほか、東京・調布市で障害者四人が働くたいやき店を経営している。

「従来」のファストフードや外食産業は、高家賃の一等地で競争するために、長時間労働と高

障害者雇用



「夢ある街のたいやき屋さん」（調布市）では、あえて障害者雇用を前面に押し出してはいない

度に訓練された従業員によって短期間での投資回収を目指してきた。だが、その結果、お年寄りなどおいてきぼりにしてしまつた客層もある。銀座など一等地の飲食店と生産性競争をしたら負けるが、郊外の住宅地でないのみのお客だけを相手にした商売なら、障害者の働く店でも大手企業にない競争力を持つことができる」と大家社長。理想は、働くことを通じて障害者が地域に自然に溶け込んだ社会である。